

## 概念について : 知識論的観点から・カントの場合

岩隈, 敏

<https://doi.org/10.15017/2328687>

---

出版情報 : 哲學年報. 33, pp.123-151, 1974-03-30. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 概念について

—知識論的観点から・カントの場合—

岩 隈 敏

私はここで、「概念」(Begriff) についてのカントの考えを、「純粹理性批判」<sup>(1)</sup>、「論理学」等を基にして明確にしたいと思う。特に概念の形成、またその対象に対する一般的適用可能性、即ち客觀的實在性の証明に考察を集中したい。經驗的 (empirisch) であれ純粹 (rein) であれ、およそ概念についてのかかる考察の重要性また困難さというの<sup>(2)</sup>は、この考察が經驗、あるいは經驗の対象の可能性についての考察と密接不可分に、否同一の場においてなされるべきものであることに起因するように、私には思われる。事実、純粹悟性概念の演繹論<sup>(2)</sup>におけるこの概念の客觀的實在性についての問が、同時にまた經驗の可能性についての問でもあることが、このことを示している。従って、この小論はまた演繹論に関する一つの解釈の試みでもある。

(1) Logik, herausgegeben von G. B. Jäsche, Akademie Textausgabe Bd. IX (以下これを「Logik」マカリン版を Akad. 略記す。)

(2) Kritik der reinen Vernunft, 1 Aufl. (A), 1781, S. 84ff., 2 Aufl. (B), 1787, S. 116ff. (以下「純粹理性批判」の初版を A、第二版を B と略記し、原版の頁数を示す。)

## I

カントにおいても、言葉(Wort)と概念(Begriff)とは区別されている。<sup>(1)</sup> それでは、言葉にとって概念とは何であり、また何である時に概念の客観的実在性についての問が生ずるのか。

ある箇所においては、概念は私達の認識に対して規則(Regel)として役立つものと語られている。<sup>(2)</sup> ここでは、概念とは言葉を対象に適用し、それを一つの対象として認識するための規則として捉えられていると言える。しかし一般論は言葉が取扱う限りでの純粋悟性概念の場合には、言葉の概念はただ単に思惟の論理的形式(Logische Form)あるいは規則を表現するものでしかない。ところがまた、ある言葉に対応する対象が与えられようと与えられまいと、またその言葉が如何なるものとして使用されようと、ただそれが広く一般に使用されているという、そのことだけからして、言葉の概念、<sup>(3)</sup>ということが語られもする。従って最も一般的には、概念とは私達が言葉を語り使用する際に、ある言葉を他の言葉から区別しているところの言葉の規定(Wortbestimmung) <sup>(4)</sup>つまり言葉の単なる使用のための表徴(Merkmal) <sup>(5)</sup>あるいは規則であると言うことができる。しかし言葉は常にある規則と共に使用されるものであり、またこの規則は正に言葉の使用規則なのであるから、言葉について語ることと概念について語ることとの間にはさほどの相異はないとも言える。事実、カントもほとんどの場合区別していない。

他方カントは、限定された本来的な意味での概念とは、やはり経験また経験の対象に関わり、「それによって何かあるものが考えられる」<sup>(6)</sup>ところのものでなければならぬとしている。つまりある言葉の概念の概念たる所以は、本

来その言葉を対象に対して適用可能ならしめる一般的規則であるところに存する。この規定からすると、かかる概念が見出されないところの言葉は、「<sup>(6)</sup>まったく空無で意義がなく」(ganz leer, nichtig und ohne Bedeutung)ことになる。従って、ア・プリアリな純粹悟性概念が、もし経験また経験の対象に関係しないならば、それは思惟の論理的規則ではあっても、本来的な意味での概念からは除外され、また可能的経験のうちにその対象が如何なる仕方でも見出されないような言葉の概念もすべて空無なものとして排除されなければならない。

以上の如く、概念について広義、狭義の意味が区別されることから、純粹悟性概念に対する演繹(Deduktion)の不可欠であることも理解できよう。純粹悟性概念は未だ思惟の論理的規則でしかなく、「概念そのもの、即ちそれによって何かあるものが考えられるところの概念」<sup>(7)</sup>ではない。それ故、かかる概念は如何にしてア・プリアリに対象に関係するのか、即ちかかる概念の対象に対する「ア・プリアリな純粹使用」(der reine Gebrauch a priori) あるいは適用の合法性(Rechtmäßigkeit)は如何なる根拠に基づくのか、という問題が生ずるのである。空間、時間というア・プリアリな概念の場合には、その客観的実在性は、対象が空間、時間を通してのみ私達に現われ(erscheinen)得るということ、従って、これらの概念が現象としての対象(Gegenstände als Erscheinungen)を可能ならしめるア・プリアリな条件であるということによって証明された。しかし純粹悟性概念は確かに思惟の論理的規則であるにしても、対象が現われ、私達に与えられること(9)の条件ではないから、対象は必然的に純粹悟性概念に関係しなければならぬことはないのではないかという疑問が生ずるのである。そこで純粹悟性概念は如何にしてア・プリアリに対象に関係するのかということが問われるわけであるが、この間は、また次のように置き換えることもできる。即ち、

「量」、「実体」、「因果」等の言葉の概念は、如何にしてかかる言葉を対象に対してア・プリオリに適用可能ならしめるような一般的規則であり得るか、また、その適用の範囲と限界は何かということである。純粹悟性概念の純粹使用の「客観的妥当性と限界」<sup>(10)</sup> (die objektive Gültigkeit und Schranken) に関する考察が、その先験的演繹 (transzendentale Deduktion) なのである。<sup>(11)</sup>

カントにおいて一般的に演繹とは、概念が対象に関わり、対象に対して意味と意義 (Sinn und Bedeutung) を持ち、客観的實在性を有することの証明である。<sup>(12)</sup> 従って、ある概念が意味と意義を持つということは、それが対象に関わるということと同義であることになる。私はかかる演繹が経験的概念についても必要であると思う。なるほど「私達は、多くの経験的概念を誰からの異議もなしに使用し、またかかる演繹を経もしないで、これらの経験的概念の一つの意味と臆測的な意義 (einer Sinn und eingebildete Bedeutung) を与える資格があると思っている、それは私達がそれらの客観的實在性を証明する経験を常に手もとに持っているからである。」<sup>(13)</sup> しかし、それはあくまでも「臆測的な意義」でしかない。というのも、例えば「犬」の概念の客観的實在性は、私達が犬についての経験を持っていること、あるいは犬が現に存在するということによって証明されると言っても、問題はしかし、それが正に犬についての経験であること、あるいはそれが犬であるということがどうして言えるのか、また、このことが言い得る場に「犬」の概念は如何なる仕方に関係するのか、ということだからである。従って先の説明は、経験的概念が対象に関わるということ、またそれが一定のクラスに属する対象に一般的に適用可能であることの証明ではあり得ない。それで、純粹であれ経験的であれ、およそ概念は如何にして対象に関わるのかということが問われなければならない。

(注)

(1) A7, A727f. = B755f. 言葉と概念とが区別される時、私は言葉を記号 (Zeichen) として理解している。しかしそれは、任意に指示的な意図で作られた記号 (例えば、烙印等の目印) / じきりフマッセルのらう指標 (Anzeichen) と同じの記号ではなく、常に概念を伴う記号である (このことの後述を参照)。Vgl. E. Husserl: *Logische Untersuchungen*, 4 Aufl. (Max Niemeyer, 1968) Bd. II I Teil, S. 23f.

(2) A106 Vgl., A108

(3) A84 = B117 思惟の論理的規則である限りの純粹悟性概念を考察する一般論理学は、認識の一切の内容と認識の対象の差異とを度外視するし、また幸運 (Glück) / 運命 (Schicksal) などの言葉、あるいは任意に考えられた言葉の場合には、これらに対応する対象があり、客観的実在性を持つかどうか解らない。それでもこれらの言葉に対応する概念は考えられる。しかし「言葉に対応する対象」と言う時、これは何も感覺的に与えられるものだけを意味しはしない。それはある言葉あるいは概念が客観的実在性を持つために関わらなければならない何かあるものであり、経験的概念と純粹悟性概念の場合では異なり得るし、また各々の問題領域においても異なり得る。Vgl. BXXVI, 拙稿「カントにおける理論的領域と実践的領域のパラレル・ズムについて」(九州大学哲学会発行・哲学論文集第七輯所載 1971) p. 84-5

(4) A728 = B756

(5) A95

(6) A90 = B123

(7) A95

(8) A85 = B117

(9) A89 = B121f.

(10) A88 = B120f.

(11) カントは純粹悟性概念についてその使用法を論じる。概念の有意味性の問題は、一般的に使用法の問題であるとも言える。しかしそれは、事実として「如何に使用されているか」という日常的使用法の問題ではなく、「如何に使用されるべきか」また「使用の権利は何に基づくか」という権利問題 (quid iuris) である。それ故、先験的演繹論の問題は純粹悟性概念の使用法であるという曖昧な言ひ方より、それが私達の経験におおつと占める特殊な身分 (Status) を明らかにすることであると云つた方がよらざるべき。cf., G. Bird: *Kant's Theory of Knowledge* (Routledge & Kegan Paul Ltd. 1960) p. 83,

pp. 111; Akad. Bd. IV Prolegomena (以下 Prof. 著書に於て) S. 258ff.

(21) A85=B117 Vgl., A84=B116, A155=B194

(22) A84=B116

## II

概念と対象とが必然的に一致する仕方は二つ考えられる。一つは対象、あるいは同じことであるが経験が概念を可能にする場合であり、他方は概念が対象を、従ってまた経験を可能にする場合である。<sup>(1)</sup>前者の場合、概念と対象との関係は経験的であり、概念はア・プリアリには可能にならない。それ故また、もし概念がア・プリアリに対象に関わるとするならば、それは後者の場合でしかあり得ない。しかし概念が対象を可能にと言っても、勿論概念自体が対象を、その「現実的存在に關して」<sup>(2)</sup>(dem Dasein nach) 産出し得るということではない。カントにおいて、対象の現実的存在は常に経験的直観が現に与えられているか否かによって決定され、しかもこの直観は常に受動的(passiv)でしかあり得ないからである。しかし、概念だけで「何かあるものを一つの対象として認識する」<sup>(3)</sup>(etwas als einen Gegenstand zu erkennen) ことが可能であれば、概念は対象を、その「何であるか」、即ち「形式に關して」(der Form nach) 規定すると言われる。かくしてカントは、純粹悟性概念がア・プリアリに対象に關係し、意味と意義を持つか否かということの考察にあたって、これが何かあるものを一つの対象として認識し得るための必然的条件であり、かかる概念を前提しなければ、何一つ経験の対象とはなり得ないかどうかを吟味する。すると純粹悟性概念の対象に対するア・プリアリな關係の問題は、それ自体、「可能的経験とその対象の純粹でかつア・プリアリな条件」<sup>(4)</sup>の探

求そのものと同一の場において展開されると言える。

しかしここで、経験的概念、純粹悟性概念の各々が対象に関係するその仕方は、先に区別された、概念の対象に係する二つの仕方の各々に該当すると単純に考えることができるか、特に経験的概念の場合に、対象あるいは経験が概念を可能にするということは自明のことなのか、またそのように言える場合があるにしても、その時この対象あるいは経験とは如何なるものかということが問われなければならない<sup>(5)</sup>。

対象が概念を可能にすると考え、概念の経験的起源 (empirischer Ursprung) を主張する立場は、一種の「偶然発生説」(generatio aequivoca) であると言われる<sup>(6)</sup>。私達の認識能力は、個々の知覚的経験から出発し、かかる「経験と経験に対する反省 (Reflexion)」<sup>(7)</sup> また抽象 (Abstraction) あるいは帰納 (Induktion) によって一般的概念に達し得るとして、一切の概念の経験的導出 (empirische Ableitung) を試みるロック、ヒュームの立場は偶然発生説の一つの形であると考えられる<sup>(8)</sup>。カントはかかる立場の説明が、概念の獲得 (Erwerb) また「概念の所有 (Besitz) を発生せしめた事実」<sup>(9)</sup> に関する説明である限りにおいては、経験的概念に対しては勿論のこと、一切の概念に対して可能であり、また有益であることを認める。「一切の認識は経験と共に (mit) はじまり」<sup>(10)</sup> 純粹悟性概念についても、「一切の認識と同じく、ア・プリオリな概念を可能にする原理ではないが、しかし、かかる概念を産出せしめる機因 (Anlaß) なさば、これを経験のうちに求めることができる」<sup>(11)</sup> からである。しかし、この立場によって試みられる経験的導出は元來事実問題 (quid facti) に関するものであり、「純粹認識を所有していることの説明」<sup>(12)</sup> を与えはしても、経験から何ものも借りることなくア・プリオリに対象を規定することができ、それ故対象は必然的に (notwendig)



己れに従わなければならないという権利要求 (Rechtsanspruch) をしている純粹悟性概念に対する、その要求の適法性に関する演繹ではあり得ないとされる。経験は比較的な (comparativ) 普遍性を与えることはできても、厳密な (streng) 普遍性、必然性を与えることはできないからである。しかし、純粹悟性概念の経験的導出が決してその演繹であることはできず、ただその獲得に至る過程の説明でしかあり得ないということは、経験あるいは経験の対象が予め純粹悟性概念を適用することによってのみ可能となるものであるが故に、これからその概念を導出できるのであるということが証明されなければ言えないことではある。<sup>13)</sup>

それでは、概念の経験的導出を試みるこの立場は、経験的概念に関しては有効であろうか。つまりそれは、経験的概念に関しては、概念の形成そのもの、またかかる概念が対象に関わるということ、さらにはそれが一定のクラスに属する対象に一般的に適用可能であることの説明をなし得るであろうか。かかる立場による経験的概念の導出が如何なる結末に終るかを見ることによって、それが不可能であることを示したいと思う。

経験的直接所与を比較する (comparieren) ことによって、それらが相互に区別されることを観察する (bemerken)、ついでそれらに属するある一つの、あるいは幾つかの共通で同一の特徴を反省し (reflektieren)、同時に与えられた他の異なる特徴を抽象する (abstrahieren) という悟性の三つの論理的作用 (logische Operation) によって、すべての概念の形成を説明し得るといふ立場に従えば「赤」の概念を経験から引き出す (abziehen) と言う時、概念が引き出される基盤となるこの経験は、少なくとも当の「赤」の概念を適用することなく成立するものでなければならぬ。しかもこの立場は、すべての概念形成をこれらの作用によってのみ説明しようとし、そのため、言語的に無規定な直

接所与を概念形成の基盤としなければならぬから、この基盤の確定のために、如何なる概念も適用されてはならない。それでもなお、「赤」の概念の形成の基盤である直接所与からこの概念を引き出すためには、この基盤は正に「赤」の概念の形成の基盤であつて、他の概念、例えば「色」や「形」の概念のそれであつてはならないし、またこれらの直接所与に共通で同一の特徴を確定しなければならぬ。するとこの立場は循環を犯さざるを得なくなる。故なら、「色」や「形」の概念の形成の基盤から區別された、「赤」の概念の形成基盤である直接所与を確定することは、「色」や「形」の概念のみならず、当の「赤」の概念そのものを既に密かに適用し、これらの直接所与を「赤」の概念の実例とするのでなければ不可能だからである。すると直接所与とされたものは、その資格を失うことになる。この立場による概念形成の説明が循環を犯さざるを得ないということは、「赤」の如く感覺的性質を表示する概念の場合だけでなく、「檜」、「柳」等の所謂複合的な概念の場合にも、また種概念 (Artbegriff) から類概念 (Gattungsbegriff) を形成しようとする場合にも言えることである。以上のことから次のことが帰結する。つまり、三つの悟性作用による概念の經驗的導出が循環を犯さざるを得ないものである限り、それは經驗的概念に關しても概念形成の説明ではあり得ないし、經驗的概念が対象に關わること、また一定のクラスに属する対象に一般的に適用可能であることの証明でもあり得ないということである。さらに重要なことは、言語的に無規定な直接所与からの概念の導出が可能であるというそのことは、經驗的概念の場合に、対象あるいは經驗が概念を可能にするとはい得る場合があるにしても、この対象また經驗は、言語的に無規定なものではあり得ないことを示していることである。

すべての概念に關して、その質料 (Materie) と形式 (Form) とが區別され、「概念の質料は対象であり、その形式

は一般性 (Allgemeinheit) である<sup>(16)</sup>。」と云うことが「論理学」において述べられる。これと関連して、カントが質料に関する概念の起源 (Ursprung) と形式に関する概念の起源とを区別する時、上のことをはっきりと認識していた<sup>(17)</sup>。前者について問うことはまた、「表象としての概念は如何にして生ずるか (entspringen)」<sup>(18)</sup>「概念は如何にして表徴によって対象を規定するか」<sup>(19)</sup>、つまり概念の形成過程 (これの考察はまた、概念の対象に対する一般的適用可能性についての説明も与えるであろう) と、かくして形成された概念がある特定の対象を規定するその仕方を考察することでもある。これに対し後者についての問は、表象としての概念が如何にして生ずるか、またその源泉 (Quelle) は何かということをも問に付す、換言すると、概念がすでに対象への一般的適用可能性を持つものとして教えられ (gelehrt)、「与えられている (gegeben) ことを容認する、そしてただ、「与えられた表象が如何にして思惟の中で概念となるか」<sup>(20)</sup>「また「概念は如何にして多くの対象に関係し得るか」<sup>(21)</sup>ということを考察する。そしてカントにおいて、悟性の三つの論理的な作用が種概念から類概念を生ぜしめることができるとして、概念の起源とされるのは、一つにはこの形式に関して概念の起源を問う場においてであり、他方は私達が幼時以来概念を教えられ、獲得するに至る過程の考察においてであって、質料に関する概念の起源を問う場においてはではない。私達は、ある経験的概念が適用される諸々の対象を比較し、それらの対象に共通で同一の特徴を反省し、異なる他の特徴を抽象することによって、その概念を学び獲得する。この過程ではたらく抽象作用は「普通の抽離」<sup>(22)</sup> (gemeine Absonderung) とよばれる。しかしこのようにして獲得された概念は、必ずしも論理的に明晰である (deutlich) わけではない。形式に関する概念の起源についての考察が意図することは、種概念から類概念が生ずる過程を示すことを通じ、与えられた概念のすべての表徴を明晰

にすることによって、「概念を完全にし、概念をその規定された限界にとり囲む (einschließen) こと」<sup>(24)</sup>である。このことはまた、類種という概念の論理的従属関係 (logische Subordination) を整理することによって、概念を定義する (definieren) ことに他ならない<sup>(25)</sup>。以上のことからして、カントにおいても、比較、反省、抽象という悟性の論理的作  
用による一切の概念の経験的導出を試みる立場は、概念の獲得、所有に至る過程、またかくして獲得された概念の論  
理的明晰化の過程の考察である限りでは有効であるが、決して概念 (純粹であれ経験的であれ) の形成、また対象に  
対する一般的適用可能性を証明するものではなく、むしろこれを容認することによってはじめて可能になるものとさ  
れているのである。<sup>(26)</sup>

それでは経験的概念であれ純粹悟性概念であれ、およそ概念は如何にして対象に関わり、対象に対する一般的適用  
可能性を持つのであろうか。<sup>(27)</sup> 経験的概念の場合に、言語的に無規定な対象あるいは経験からの導出が不可能である  
ということは、この概念に関しても、概念だけで「何かあるものを一つの対象として認識する」ことを可能にすること  
によって、概念が対象を規定すると言い得る場面が何らかの仕方でありはしないかということを示しているよう  
に思われる。

(註)

(一) これは次の三箇所<sup>(28)</sup>で述べられる。① BX VII ② A92=B124 ③ B166f. なお対象と言っても経験と言っても結局は同じ  
ことになるのは、「対象 (与えられた対象としての) は経験におおつてのみ認識される」(BX VII) からである。また②の箇所では、  
「概念」ではなく「綜合的表象」(synthetische Vorstellung) となつてゐる。メタモンはこれき、例えば色の直観とは対立す  
るものとして椅子の直観のいふごとく複合的な直観 (complex intuitions) であり綜合の概念であるような概念を取つてゐる。

しかし私は感覺的性質を表示する概念も含めて、およそ一切の概念を意味するものと考えてよいと思う。なぜなら、感覺的性質を表示する概念もある仕方であり、つまり零からその都度与えられた經驗的意識まで増大していく内包量 (intensive Größe) に関する綜合の概念と考へることができらる。cf. H. J. Paton: *Kant's Metaphysic of Experience* (George Allen & Unwin Ltd. 1936) Vol. 1. p. 337

(2) A92 = B125

(3) a. a. O.

(4) A96

(5) 概念と対象とが必然的に一致する仕方について述べられる先の三箇所(註(一)参照)の②の箇所は、綜合的表象と対象との關係の仕方として語られているが、ここで対象が表象を可能にする場合の例として、現象において感覺に属するものについて言えば、現象がそうであると言われる。しかしこれによつてはまだ、感覺的性質を表示する概念が対象によつて可能になるのかどうかは明らかではない。感覺はあくまで直觀的表象であり、概念とは区別されなければならないからである。感覺と感覺的性質を表示する概念との關係については後に於ける。

(9) B167

(7) A85 = B117

(8) Vgl. A86 = B118f., A91 = B123f., B127f., A195f. = B240f., A271 = B327

(6) A85 = B117 カントはこの事実に関する説明を経験的演繹 (empirische Deduktion) とよぶが、演繹が權利要求の正当性を説明し、概念の客觀的實在性を証明するものである限り (A84 = B116)、また後で示すように概念の所有を發生せしめた事実に関する説明は經驗的概念に関しても、その客觀的實在性を証明するものではないのだから、この事実に関する説明は如何なる意味でも演繹とよばれてはならないのではないか。

(10) B1

(11) A86 = B117

(12) A87 = B119

(13) もし一切の概念を適用することなく対象あるいは經驗ということが語り得、これから一切の概念を導出することが可能であるならば、このことは、純粹悟性概念と思われているものは実は經驗的概念に他ならず、単に主觀的必然性しか持たないのに

客観的必然性を持つかのごとく誤想されているとして、対象に対して客観的必然性を持っているというこの概念の権利要求を却下していることになるからである。

(14) その古典的形体をロックに見出すことができるこの立場を、黒田 亘氏は「抽象説」(abstractionism) とよばれる。黒田 亘「抽象」について(九州大学哲学会発行・哲学論文集第二輯所載、1966)

その場合、「抽象」ということには私がここで述べる三つの論理的作用のすべてが含まれている。しかしカントの用語法に従えば、抽象は異なる特徴を無視するという *negativ* な作用であり、*positiv* な作用は比較と反省であるとされているから(Logik, S. 95) この立場を抽象説とよぶのは差控えた。カントはこの立場を「ノオゴン」(Noogonie) とよぶが、カント自身を言っているように、このよび名が適切なものかどうか、私にも解らぬ(A271=B327)。だがこの立場に対する批判は黒田氏の教えに従ったものであり、またこの章での私の意図は、カント自身のこの立場に対する批判を見ることにある。

(15) 「木」の概念の形成の基盤として、柳等を蒐集することは、やはりこれらのものが「木」の概念の下に含まれることが予め理解をたねなければ不可能である。

(16) Logik, S. 91

(17) *ibid.*, S. 93f. カントは質料に関しての概念の起源を問うのは形而上学であり、形式に関しての概念の起源を問うのを一般論理学であるとしよう。

(18) a. a. O.

(19) a. a. O.

(20) カントの論理学講義の「G. H. マイヤーの論理学からの抜粋」(George Friedrig Meiers Auszug aus der Vernunftlehre, Halle bei Gebauer 1752) これはアカデミー版第十六巻に掲載されているのを教科書とつづなわれた。カントはマイヤーが「教えられた概念」とするものを「与えられた概念」とつづなう。Vgl. Logik, S. 93; Reflexionen zur Logik, 2853 (Akad. Bd. XVI); Meiers Vernunftlehre § 250, 254, 257

(21) Logik, S. 93f. カントはこの問を「悟性の如何なる作用が概念を形成するか (ausmachen)」とつづなうと同じものとして語る。しかしこの場合、形成とは後に述べるように概念の論理的明晰性の獲得を意味するのであって、表象としての概念そのものの発生を意味してはいない。

(22) a. a. O.

(23) Refl. zur Logik, 2862; Meiers Vernunftlehre, § 259 (Akad. Bd. XVI, S. 549) 概念の論理的明瞭化の過程における対象作用の「論理的抽離」(logische Absonderung) といわれる。一般論理学ではこの作用が考察される。

(24) Logik, S. 95

(25) Vgl., A727 = B755; Logik, S. 142, 144f.

(26) Vgl., A195f. = B240f. このことから私は、経験的概念の場合には、経験的演繹が実際にそれに対して施され得る唯一の演繹、正当化の方法であると言つてイートンには同意しかねる。cf., H. J. Paton: op. cit., Vol. I, p. 316 註(6)参照。

(27) 既に述べたごとく(註(17))、この間は質料に関しての概念の起源についての間に属し、形而上学が考察するものとされてゐる。

### III

「何かあるものを一つの対象として認識する」、あるいは「対象を認識している」とは如何なる事態であり、また如何なる根拠に基づいてそう言うことができるのか。これはまた認識の真理性(Wahrheit)の問題でもある。何故なら、そこにおいては「認識と対象との一致」の場、またその根拠が問われているからである。しかし、真理の一般的な言葉の説明(Wortklärung)のあるいは定義は、「認識の真理を表示する確実な普遍的表徴(Merkmal)」また基準(Kriterium)ではあり得ない<sup>(1)</sup>。真理の定義に従えば、認識が真であるためには対象と比較され一致しなければならぬが、認識の比較されるその対象は、ふたたびそれを認識することによってしか与えられないが故に、およそかかる比較は不可能だからである。このことは、対象を認識していると言ひ得るその根拠が、認識、あるいはもっと一般的に言えば表象そのもののうちにおいて確定される他はないことを意味する。このことはカントも十分に承知し

ていた。<sup>(3)</sup>

それでは、概念だけで何かあるものを一つの対象として認識することができると言い得る場合があるとしたら、概念の適用が捨象されたその場における私達の表象はどのようなものとして描き出されるのか。かかる表象は、概念が悟性の自発性 (Spontanität) に基づく限り、受容性 (Rezeptivität) の能力である感性によって与えられる表象、即ち直観 (Anschauung) であると言えらる。つまり私達に与えられる最初のものは、まったく受動的 (passiv) に受け容れられる他はない経験的直観の「未規定な対象」(der unbestimmte Gegenstand) としての現象なのである。<sup>(4)</sup> 現象はその質料 (Materie) として、感覚に対応するところの多様なもの (das Mannigfaltige) を含む。またその形式は空間、時間であると言われ、これ自体また純粹直観であるとされるが、先験的感性論が明らかにするこの空間、時間も、ア・プリアリなものではあっても未だ多様なものではない。<sup>(5)</sup> 従って注意すべきは、経験的であれア・プリアリであれ、およそ直観は多様な表象であり、受容される他はない現象としての対象とは思惟を欠いた、つまり未だ如何なる概念の適用も受けていない未規定な「何かあるもの」(Etwas) でしかないことである。経験的直観が単に受け容れられるものでしかないのなら、それは受け容れる私達の状態 (Zustand) の変化と共に変化し、他の表象とは無縁で (fremd) 孤立し (isoliert) <sup>(6)</sup>、まったく変転して止まなご「流れ」(Fluß) <sup>(7)</sup> のうちにしかないからである。かかるものは認識の質料ではあっても、決して一つの認識ではあり得ず、私達にとっては無 (Nichts) 以外の何ものでもない。<sup>(8)</sup> 対象を認識していると言い得る根拠を問う場において与えられているのは、かかる表象の多様なものだけである。

このような状況にあって認識は対象に関わるものであると言う時、「対象」また「対象に関わる」ということによ



って何が理解されているのであろうか。現象は表象である限り、何かあるものの表象として、ある対象に対する関係を指示している。<sup>(9)</sup>しかし現象とは異なり、現象一般に対応するところの対象は、もはやこれについては一定の直観を持つことができない。「何かあるもの一般、 $\langle\langle X \rangle\rangle$ 」即ち先験的对象 (der transzendente Gegenstand) として<sup>(10)</sup>か考えられない。私達の表象が真なるものであるためには、確かにかかる対象に関係しなければならぬであろう。しかし、一切の表象とは独立のこの対象を一つの対象として同定する (identifizieren) ことは如何なる仕方によっても不可能である以上、<sup>(11)</sup>対象に関わるということは、それと比較され一致することではあり得ない。一切の認識はその対象に関係するものであると考え、事実そう語る時に理解されていることは、このことではなく、およそ認識が一つの対象に関係すべきであるからには、それは任意に (beliebig) 規定されてはならず、この対象に関して必然的に相互に一致しなければならない、つまり必然的統一性 (notwendige Einheit) を持たねばならないということだけである。それ故また対象に関しては、「対象は、私達の認識が無暗やたらに (aufs Geratewohl)、<sup>(12)</sup>即ち任意に規定されることに反対するもの、むしろア・プリオリにある仕方で規定されるものと見做される」ということだけである。対象を認識していると言い得る根拠が、あくまでも認識あるいは表象そのものうちにおいて確定されなければならぬ以上、対象への関係即ち客観的実在性は、認識、表象の必然的統一性としてしか理解できない。従って先験的对象に言及することは、私達の認識あるいは表象が対象に関係するということによって持たねばならないある特徴を表現する一般的な仕方であり、<sup>(13)</sup>先験的对象の概念が関係するのは、「認識に含まれている多様なものにおいて——この多様なものが対象に関係する限り——見出されねばならないところの統一性だけである。」<sup>(14)</sup>そこで与えられた直

観の多様なものにおいて必然的統一性を生ぜしめた時、私達は「対象を認識する」<sup>(15)</sup>とすることができるのである。

カントにおいて概念が登場して来るのは正にかかる考察の脈絡においてである。私達は認識が対象に関わるために持たねばならない必然的統一性を可能にする規則また原理 (Prinzip) をどこに求めたらよいか。既に述べた如く先験の対象は無であり、これについては「何かあるもの」という未規定な思考しかない限り、それを対象から取り出すことはできない。すると私達の手もとにあつてかかる統一性を生ぜしめ得るのはただ概念だけである。「およそ認識は概念を必要とする、たとえその概念が如何に不完全で曖昧であろうとも、とにかく概念を必要とする」<sup>(16)</sup>。何故なら、「概念は、その形式に関して常に何か一般的なもの (etwas Allgemeines) であり」私達の認識に対して「規則として役立つ」<sup>(17)</sup>からである。このことは、経験的概念も概念である限り、ある条件のもとにおいてではあるが、この概念についても言える。例えば、何かあるものを「赤いもの」として認識する場合、このように認識されるに先立って与えられる直接所与は、単に主観の状態の変容として常にうつり変ることを止めない何かあるものでしかなく、これは決して認識と言えるものではない。そこには対象の概念をなすところの統一性が欠けているからである。この未規定な何かあるものが一つの対象として意識され、認識されることは、「赤」の概念を適用し、それを「赤いもの」として規定することによってはじめて可能になる。また、「物体の概念は、その概念によって思惟される多様なものを統一するということに関して、外的現象に対する私達の認識にとって規則として役立つ」<sup>(18)</sup>つまりそれは、私達のそこにある何かあるものに関して、延長、形態等の表象を必然的ならしめることによって、その何かあるものを物体として認識することを可能にする。一般的に言えば、経験的概念についても、未規定で多様な何かあるものに統一性

を生ぜしめる規則であり、それを一つの対象として認識することを可能にすると言える場があるのである。

しかし、このことを主張し得るためには一つの条件がある。私達が対象を認識していると言い得るのは、直観の多様な表象において必然的統一性が生ぜしめられた時であった。すると内感(immerer Sinn)の規定、即ち主観の状態の種々の規定に基づき、表象の連想(Assoziation)によって現象に関係するところの主観的統一によっては、私達は対象を認識していると言うことはできない。かかる統一によっては多様なものを同時的(zugleich)もしくは継起的に(nacheinander)存在するものとして経験的に意識し得るかどうかは、その都度の事情によって決定され、まったく偶然的(zufällig)だからである。<sup>(19)</sup>従って、経験的概念によって何かあるものを一つの対象として認識すると言う時、この概念のもとに考えられる諸表象は、必然的統一を生ぜしめ得るところの、つまり認識となり得る限りのあらゆる表象を規定する原理によって統一されていなければならない。かかる必然的統一の原理がア・プリオリな純粹悟性概念なのである。例えば、何かあるものを「物体」の概念に従って物体として認識する、あるいは「物体である(ist)」と言い得るには、「物体」の概念のもとに考えられる諸表象が常に、同時に存在するものとして、実体の純粹悟性概念に従って必然的に統一されていなければならないように。<sup>(20)</sup>「である」という繫辞(Verhältniswörtchen)は、経験的概念のもとに考えられる多様な表象が必然的統一の原理に従って統一されていることを表示しており<sup>(21)</sup>、対象の自己同一性(Selbstidentität)はかかる原理によってのみ可能なのである。以上の如く、経験的概念によって何かあるものを一つの対象として認識することができると言い得る根底には、必然的統一の原理としての純粹悟性概念が先験的条件(transzendentale Bedingung)として存するのである。<sup>(22)</sup>

先験的対象の概念が、認識に含まれている多様なものにおいて——この多様なものが対象に関係する限り——見出されなければならぬところの統一性だけに關係するものであり、かかる統一性を可能にするのが純粹悟性概念であるならば、純粹悟性概念は先験的対象の概念そのものをなすと言える。<sup>(23)</sup>すると私はここに、「この先験的対象（これは実際に私達の一切の認識において、常に同一の  $\langle X \rangle$  である）の純粹概念が、私達のすべての経験的概念一般に対象に対する關係、即ち客觀的實在性を与え得るものである。」<sup>(24)</sup>また「私達の經驗的認識の先験的対象に対する關係、即ち客觀的實在性は、次のような先験的法則、即ちすべての現象は、それによって私達に対象が与えられる限り、經驗的直観における現象の關係をそのみが可能ならしめる規則である、現象の綜合統一の  $A$ ・プリアリな規則に従わなければならない（中略）、という法則に基づくことになる。」<sup>(25)</sup>というカントの言明を明らかにできたように思う。

概念に關するカントの以上のような考察をふり返る時、私は一つの重要なことに気づく。それは、およそ概念の對象への關係、即ち客觀的實在性の問題が、先ずもつては對象の自己同一性の確定の場において考察されていることである。このことの重要性は、次の事情から理解できる。私達が普通、經驗的認識とよぶものは、ある對象についての觀察的經驗であり、これは綜合的判断によって表現される。しかしかかる判断を下し、またその真偽を判定し得るためには、如何なるものがこの判断の主語のもとに捉えられるのかが解っていなければならない。換言すると、主語が指示するところの對象の自己同一性が確定されていなければならないのである。經驗的對象を指示する言葉の概念は、この言葉の對象に対する適用の一般的規則であり、またこの規則は分析的判断によって表現され、言葉が指示する對象についての經驗へと出て行く（zur Erfahrung sehen）前に  $A$ ・プリアリに定まっている。<sup>(26)</sup>かかる經驗的概念は、ま

たこの概念の対象に対する適用の先験的条件である純粹悟性概念が、何かあるものを一つの対象として認識することを可能にし、対象の自己同一性を確定するものなのである。するとこの対象の自己同一性を確定する経験（あるいは対象の自己同一性の認識）は、觀察的経験に先立ち、これを可能にするより基礎的な経験（あるいは經驗的認識）であると言える<sup>(27)</sup>。經驗的概念の客觀的實在性は、この基礎的経験を可能にするところに存する。事実カントは、概念の使用可能性 (Brauchbarkeit) 又は一般的適用可能性の根拠を、概念がそのもとに (unter) 含まれるすべての対象に関して、これらのものの認識根拠 (Erkenntnisgrund) であることに求めている<sup>(28)</sup>。この意味では經驗的概念も何らかの "Apriorität" を持つと言える。しかし、何かあるものを一つの対象として認識することを可能にすることによって概念は対象を規定するということは、經驗的概念一般が客觀的實在性を持つために關係しなければならぬ対象について、その「何であるか」即ち形式を表現する (ausdrücken) ことによつて、かかる概念の対象に対する關係を可能にし、「現象に対して対象一般を考へるための根本概念 (Grundbegriffe)」であるところの純粹悟性概念<sup>(29)</sup>についてのみ十全的な意味で語り得るものである。そして、純粹悟性概念はかかる概念であることによつて対象に必然的關係し、ア・プリオリな客觀的妥当性 (a priori objektive Gültigkeit) を持つのである。

(註)

(一) A57ff. = B82ff.; Logik, S. 49ff.

(二) Logik, S. 49ff.

(三) A98f.; Pröl., §18-19

(四) A19f. = B33f. Vgl., A120, B145

- (5) A78f. = B104 Vgl., A100
- (6) A97
- (7) A107
- (8) A120 Vgl., B145
- (6) A252, A109
- (9) A104, A109, A250
- (11) G. Bird: op. [cit., p. 78
- (12) A104f., Vgl., Prol., §18-19
- (13) G. Bird: op. cit., p. 78
- (14) A109, Vgl., A105, A197 = B242
- (15) A105
- (16) A106
- (17) a. a. O.
- (18) a. a. O.
- (19) B139f. Vgl., A112f., A121f.; Prol., §18-20
- (20) このことは感覺的表象についてもちえる。感覺的表象は、主観的狀態の変容として考えられる限り、常にうつり変わるものである。しかし、ある感覺的表象が「赤いもの」とよばれ、他のものが「青いもの」とよばれることを考えると、それらの表象は常にうつり変りながらも、一定の内包量を有するものであり、これに従って他のものから区別されることが容認されている。つまり、何かあるものを「赤」の概念によって「赤いもの」として規定し認識することは、その何かあるものが一定の内包量を有するものであることによつて可能なのである。Vgl., A166ff. = B207ff. また数学的概念については Vgl., A105; Prol., §20

(21) B141f.

(22) A106

(23) 先験的対象が一切の認識とは異なり、これに対応する未規定な何かあるものでしかない限り、この対象が従っている原理を

のものを直接的に認識することはできない(一三九頁参照)。すると残されていることは、多様な表象に必然的統一を生ぜしめ、それを一つの認識たらしめる。ア・プリオリな原理(即ち純粹悟性概念)を取り出す(nehmen)ことによって、先験的対象の原理を表現する(ausdrücken)ことだけである(Vgl., A106)。カントは言う、「私達はア・プリオリに、即ち与えられた対象に先立って、これらの対象に関する経験がそれのもとにおいてのみ可能となるような条件を認識することはできるが、しかし対象が可能的経験とは無関係にそれ自身如何なる法則に従っているであろうか、ということとは決して認識できないが故に、私達が物の性質をア・プリオリに知ることができるのは、経験としてのかかる認識が単なる形式に関して、それのもとにおいてのみ可能となるような条件および普遍的(主観的ではあるが)法則を探し、それによって経験の対象としての物の可能性を規定するより他はない。」(ProI., §17)。また自然とは普遍的法則に従って規定されている限りでの物の存在であるが(ibid., §14)「かかる「自然結合の法則は、私達の内なる表象結合の法則から、即ち経験の可能性をなすところの、一つの意識における必然的統一の条件から取り出す(hernehmen)より他はない。」(ibid., §36)。

私は、すべての総合的判断の最高原則とされる、「経験一般を可能ならしめる条件は、同時にまた経験の対象を可能ならしめる条件である。」(A158=B197, Vgl., A111)と云ふ命題も、カントの考察のかかる脈絡において理解されるべきものと考え。Vgl., ProI., §18-19

(24) A109

(25) A109f.

(26) B12, Vgl., ProI., §2

(27) 経験的概念の定義が困難であること、また分析性(analyticity)、同義性(synonymity)の概念あるいはその基準(criterion)が不明であるところから、言葉の使用規則の確定が不可能であることを根拠に、分析的判断と総合的判断の厳密な区別を無効とする議論がある。しかし、ある経験的概念に関する分析的判断と総合的判断の峻別不可能性は、かかる判断そのものの区別を無効にするものではない。カントは経験的概念が定義不可能であることを認める。この概念に関する定義らしきものは、実は言葉の規定にすぎず、これが変り得るものであること、つまりある判断が分析的となったり総合的となったりすることがあることを認める(Vgl., A728=B756)。しかし、私達の経験が判断によって表現され、主語概念によって一つの対象として同定された、その対象について何がかを認識するところの形をとる限り、いかに曖昧であろうとも、分析的判断と総合的判断との区別はなければならぬ。cf., M. G. White: The Analytic and the Synthetic, an Unresolvable Dualism

- (Semantics and the Philosophy of Language, ed. by L. Linsky, The University of Illinois Press 1952, pp. 271);  
 W. V. Quine: Two dogmas of empiricism (From a logical point of view, Harvard University Press 1953, pp. 20) 私の理解する限りでは、黒田 亘氏は次の論文において、アリストテレスの知識論の分析を通じて、主語によって指示を  
 れ同定された一つの対象について、何ごとかを経験し叙述するということ、それ故また分析的判断と総合的判断の区別は経験  
 的知識の成立の基本的な枠組である、と考えられているように思う。黒田 亘「形相認識と経験」(講座哲学1「哲学の基本  
 概念」山本 信編 東京大学出版会 1973) pp. 89-96  
 (28) Logik, S. 96  
 (29) "ausdrücken" について註(23)参照 Vgl., A106  
 (30) A111.

#### IV

カントは確かに経験的概念についても、ある一つの条件、即ち先験的条件のもとにおいてではあっても、何かあるものを一つの対象として認識し、この対象についての経験へと出て行くことを可能にすることによって、概念が対象を規定すると言えることが認められている。しかし、かかる経験的概念は経験から「引き出される」(abgezogen werden)と言っていることも事実である。<sup>(1)</sup>すると残されているいま一つの問題、即ち経験的概念はそもそも如何にして生ずるのか、またこの概念が引き出されて来るところの経験とは如何なるものか、ということが考察されなければならぬ。悟性の三つの論理的作用によって、言語的に無規定な経験的直接所与から概念の形成を説明しようとする立場が成立し得ないことは先に示した。私は、この立場の誤まりを指摘することによって、また前章での考察を基にして、この問題の解決に対する何らかの方途を示し得るのではないかと思う。



概念の形成の際、少なくとも当の概念を適用することなく、概念形成の基盤となる所与を蒐集し、そこにおいて共通で同一の特徴を確定しなければならぬことは確かである。しかしまた、一切の概念が適用されていない、つまりまったく言語的に無規定な所与においては、このことがなし得ないことも確かであるように思われる。何故なら、「同一」、「相異」ということが如何なる場合に語られ得るかということを考えてみるならば、次のことが明らかになるからである。つまり、私達に何らかのものが与えられて、これらが同一であるか否かということが端的に、何の場面の限定もなしに問われても何も答えることができない、換言すると、「同一」とか「相異」ということは、ある一定の場面の限定のもとにおいてのみ語り得るものである、ということである。概念形成に関する先の立場の誤まりは、このことを見失っているところにあるように思われる。それでは、経験的概念の形成の際その基盤となる所与において共通で同一の特徴を反省するというような場合に、この同一の特徴に関する問の場面を限定する概念は何であろうか。それは、形成される概念を種概念とするより一般的な類概念であると言える。それ故また、それらの所与において反省される同一の特徴というのも、この一般的な概念に関する、換言すると、この概念のうちに考えられている表徴(2)に関する同一の特徴なのである。例えばある所与が、幾つかの共通で同一の特徴を持つことによって「柳」とよばれるに至るならば、それらの所与は「木」に関する同一の特徴、つまり同じ形の葉、同じ大きさの幹等を持っているのである。同一の特徴に関する問の場面を限定する概念がかかるものである限り、ある概念に関する種概念が形成される基盤となる所与を蒐集するための必要条件は、それらの所与が、この類概念のうちに考えられている表徴を持ち、それをさらに限定あるいは規定し得るもの、従ってまた、他の所与と比較された場合にこの表徴に関する特徴の

同異を問ひ得るものであることである。するとここで、同じ類概念に属する限り、ある種概念が形成される基盤となる所与も他の種概念のそれも、先ずもつては同じく、この類概念のうちに考えられている表徴を持ち、それをさらに規定し得るものという身分しか持たないことに注意されなければならない。<sup>(3)</sup> それでもなお、ある概念が形成される基盤となる所与を蒐集するための必要条件としては、これで十分なのである。何故なら、この場合私達には、形成される当の概念を適用することなく、その概念が形成される基盤となる所与を蒐集することができ、しかもそこにおいて共通で同一の特徴は何かということを知り得る地平が開けて来るからである。というのも私達にとって問題なのは、ただそれらの所与が有する、その類概念のうちに考えられている表徴に関する特徴の同異だけであり、私達はこれを観察することによって、それらの所与を各々の種概念が形成される基盤となる一定のクラスのものに区分することができるからである。従つて、概念が形成され得る可能性は、ある類概念が、換言すると、この概念のうちに考えられている表徴が、それ自身において未規定なものを残しているというそのうちのうちに求められなければならない。

ただこの際、同異の識別が問題になるその特徴は、類概念のうちに考えられている表徴の何についてかということ、数においても種類においても（例えば量的規定、質的规定、時間的空間的规定、等々）、各々の場合において異なり得るものである。そこで私は、識別すべき特徴がもっとも単純な場合、つまり「色」の概念に関する種概念が形成される場に考察を限定し、経験的概念が如何にして形成され、生ずるかということを示したいと思う。

「色」の概念に関する種概念が形成される基盤をなす所与は何か。それは、「色」の概念のうちに考えられている表徴を持ち、それを規定し得るもの、つまり端的に言えば、同語反覆的になるが、「色をもつもの」あるいは「色あ

るもの」に他ならない。それではこれは、如何なる表徴に関して規定することができ、また如何なる特徴の同異に従って他のものから識別され得るのか。カントはそれを明確に述べる、――

「すべての現象において、感覚の対象であるところの實在的なもの (das Reale) は内包量、即ち度 (der Grad) を有する<sup>(4)</sup>。」

従って、何かあるものについて、それが如何なる内包量、つまり今の場合には如何なる明度、彩度を持つかを問ひ、規定することができる、また他のものと比較された場合に、これの同異を問うことができる限り、それは「色あるもの」なのであり、「色あるもの」とは、これ以上のことも以下のことも意味してはいない。そして、「色あるもの」と言われる限りにおいて、それはこの内包量という表徴に関して未規定であり、それ故また、「色」の概念もこれに関して未規定なのである。

(1) 私達は先ず「色あるもの」とよばれるものを内包量に関して比較し、あるものは相互に異なり、あるものは類似し、また同一であることを観察する。

(2) それらのうちで同一のもの、あるいは類似のものを、他のものとは異なるものとして一定のクラスに区分する。

(3) しかし(2)のことをなす時には、同時に、また、一定のクラスに属するものは単に類似するものとしてではなく、内包量に関してそれらが有する特徴の相異は抽象され、ある一定の内包量を有する同一のものとして見做されているのでなければならぬ<sup>(5)</sup>。何故なら、一般に量が連続性 (Kontinuität) をなし、感覚に対応する實在的なものが連続的な量 (quantia continua) を有する限り、各々のものは隣接するものと類似し、類似するということに留まる限り<sup>(6)</sup>、一

定のクラスのものへの区分は不可能だからである。

かくして区分された各々のクラスのもものが「赤」とか「青」と名づけられ、各々のクラスのもものを他のクラスのものから区別したところのその特徴の相異が、その言葉の概念であるということになる。概念はこのようにして一定のクラスに属する対象に対する一般的適用可能性を持つに至るのである。一般的に量が連続的であることは、確かにある特定の「色あるもの」がいずれの種概念のもとに属するのかということの判定が困難である事態を生ぜしめる。しかしそのことはまた、「色」という概念の種化 (Spezialisierung) が私達の関心の相異に従って多様であり得ること、換言すると、「使用との関係でただ比較的 (comparativ) のみ最低次の概念 (die niedrigste Begriffe) は存在するのであり、この概念は、これより深くはたち入らないということと一致する限りで、いわば約束 (Convention) によってかかる意義を持つに至ったのである。」<sup>(7)</sup>と言うことを可能にするものでもある。

非常に粗雑で不十分ではあるが、以上の分析から私が確認したいことは、ただ次のことだけである。経験的概念が経験から引き出される、あるいは経験によって形成されるということは、その字義から言ってもある意味で自明のことである。しかし、私達は「経験から」ということを、「言語的に無規定な直接所与から」というようには考えることができない。概念の形成は、これの基盤となる所与の有する特徴の同異の識別を不可欠のものとするが、同異に関する間がある一定の場面の限定を必要とする以上、この識別を行なう比較、反省、抽象という悟性の論理的作用は、かかる条件のもとではたらくことができないからである。すると、「経験から」引き出される、「経験によって」形成されると言われる場合、この経験には、形成される概念を種概念とするより一般的な類概念と、この概念に関係

する純粹悟性概念が、何らかの仕方に関わっているのではないか。そうであるとするならば、「類概念は種概念の認識根拠 (Erkenntnisgrund) であることによつて、種概念を自己のもと (unter) 含む」と言えるし、概念の形成過程は、種概念の類化 (Generalisierung) としてではなく、類概念の種化 (Spezialisierung) として捉えられなければならない。

以上私は、概念が如何にして対象に関わるかということに関するカントの考えを、対象が概念を可能にする場合と、概念が対象を可能にする場合のそれぞれについて明らかにして来た。しかし、私にはまだ多くの問題が残されている。その一つは、概念と対象との関係を考察する場合に、対象の自己同一性の確定ということと並行して登場し、これと同時に、また相互依存的に語られるところの自我の同一性、つまり先験的統覚 (die transzendentale Apperzeption) の問題である。私は、概念と対象との関係の仕方を明確にするために、意図的にこれについての考察を省略して来た。また先験的演繹論の中心的課題は、純粹悟性概念が如何にしてア・プリオリに対象に関わるか、換言すると、「実体」「因果」等の言葉の概念は、如何にしてかかる言葉を対象に対してア・プリオリに適用可能ならしめるような一般的規則であり得るか、ということであった。しかし、「如何にして」(Wie) という問のあとには、当然のことながら、かかる一般的規則は「何か」(Was) という問が生ずる。これは「図式論」また「原則の分析論」の課題であるが、これらのものについての考察は別の機会にゆずらなければならない。

(注)

(一) A8, B12

(2) ここで表徴 (Merkmål) というのは、私が概念とは、ある言葉を他の言葉から区別するところの、言葉の使用のための表徴である、あるいは、言葉を対象に対して適用可能ならしめるところの表徴、また一般的規則である、といったあの表徴を意味している (二二四—五頁参照)。

(3) 同一の特徴に関する問の場面を限定している類概念と同じ概念が、異なる特徴に関する問の場面をも限定していなければならぬ。さもないと、概念が形成される基盤となる所与の自己同一性はなくなるからである。すると、概念形成の基盤となる所与において同一の特徴を反省し、異なる特徴を抽象するということが語られるその仕方は、概念形成に関する先の立場とは非常に違ったものとなるであろう。このことはすぐ後に示すつもりである。

(4) B207, Vgl., A166

(5) 循環を犯さざるを得なかった先の立場の説明によると、例えば「赤」の概念は、口紅、ポスト等をこの概念が形成される基盤とし、そこにおける赤という同一の特徴を反省し(ここにおいてすでに「赤」という言葉を使わざるを得ないことは、この立場が循環を犯していることを示している)、異なる特徴としての口紅であること、ポストであること等を抽象することによって形成されると言う。しかし私の説明によると、「赤」の概念が形成される場合これらの所与において反省されている同一の特徴は明度、彩度に関するものであるがゆえに、これらの所与は先ずもって、そこにおいて如何なる明度、彩度を持つかを問い、規定することができるもの、つまり「色あるもの」として現われているのであって(この点に関する限り、「青」の概念が形成される基盤となる所与も同じである)、口紅、ポスト等として現われているのではない。従って、抽象される異なる特徴が口紅であること、ポストであること等であろうはずがない。抽象されるのは、これらの所与相互の間の明度、彩度に関する特徴の相異なるのである(註(3)参照)。

(6) A169=B211

(7) Logik, S. 97

(8) *ibid.*, S. 98